

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド

追加型投信／内外／資産複合

愛称:

ひすいたんぼう

翡翠探訪



※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ユナイテッド投信投資顧問

■委託会社<ファンドの運用の指図を行う者>

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第414号

インターネットホームページ: <http://www.unitedinv.co.jp/>

お客様デスク: 03-5542-7150

(受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時まで)

■受託会社<ファンドの財産の保管および管理を行う者>

野村信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券)	年2回	日本アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

上記の商品分類及び属性区分の定義については、下記社団法人投資信託協会のホームページでご覧頂けます。
 <社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス <http://www.toushin.or.jp/>>

委託会社の情報

委託会社名	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
設立年月日	1999年9月17日
資本金	11億5,500万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	761億6,395万円

(2011年3月31日現在)

- ・ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。
 また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認いたします。
- ・投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・この目論見書により行う「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド」の募集においては、発行者であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年11月25日に関東財務局長に提出しており、平成22年11月26日にその届出の効力が生じています。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成23年5月25日に関東財務局長に提出しております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。

■ ファンドの特色

1 外国籍投資信託の受益証券を主たる投資対象とし、実質的に大中華経済圏の株式※に分散投資します。

※「大中華経済圏の株式」とは、大中華経済圏（中国、香港、台湾、シンガポール等）の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式のことをいいます。

2 外国籍投資信託の運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュース・パートナーズ・グループ※が行います。

※香港を拠点とするバリュース・パートナーズ・リミテッドの投資助言に基づき、同社の100%子会社であるセンシブル・アセット・マネジメント・リミテッドが運用を行います。

3 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託証券の名称	基本資産配分比率
ケイマン籍円建外国投資信託 「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット」 (SAM Greater China Equity Fund J unit)	90%以上
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	10%未満

・基本資産配分比率は将来的に変わる可能性があります。
・上記の投資信託証券の概要については、後述の「追加的記載事項 投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

4 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの目的・特色

バリュー・パートナーズについて

バリュー・パートナーズ・グループは、企業の財務諸表の分析によるだけでなく、実際に企業を訪問し、その工場、生産ライン、製品、販売先等の実地調査を徹底的に行うことにより、「優良でありながら、市場に認知されておらず、割安に放置されている企業」を発掘します。企業訪問は、運用最高責任者(CIO)を含む6つのチームにより行われ、その企業数は年間約2,000社におよびます。

投資哲学

銘柄ではなくビジネスへの投資(4つの原則)

①アンダーバリューを買い、フェアバリューで売る

投資対象…よく調査されていない、知られていない、好まれていない銘柄群

売却対象…アナリストにより調査されはじめた銘柄群

②本質的価値に焦点をあてる

・調査チームは、独自の企業の本質的価値の算出方式(財務予測・経営能力等を考慮し計算)を確立

③徹底的なリサーチ

・3つの「R」の探求

適正な事業で(the **R**ight business)

適正な経営者による企業へ(run by the **R**ight people)

適正な価格での投資(selling at the **R**ight price)

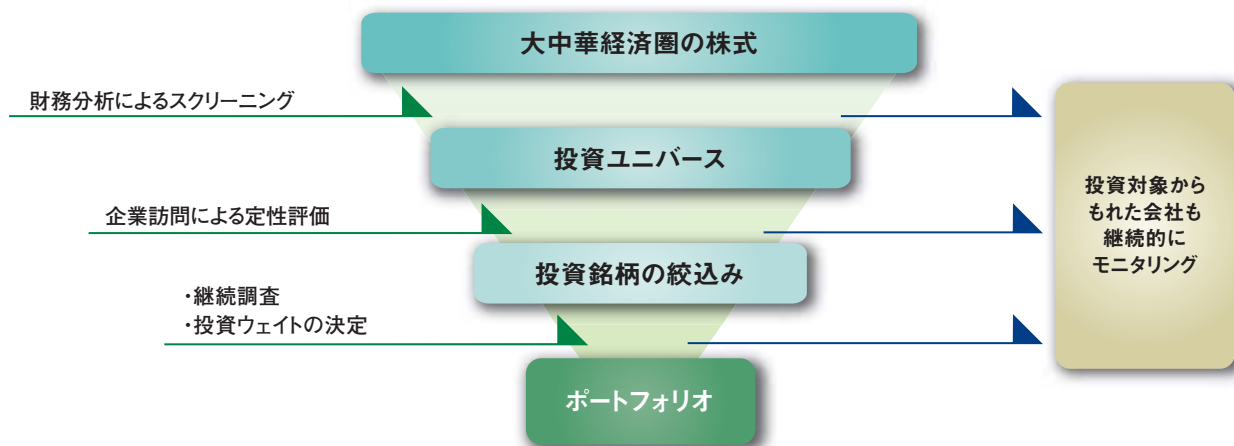
④リスクの低減と逆張り

(a) 市場の流行に追随せず、高いセーフティ・マージンの確保により、リスクの最小化を目指します。

(b) コントラリアン(逆張り)により、市場の流れに逆らって、自己の信念を貫きます。

投資プロセス

徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチ

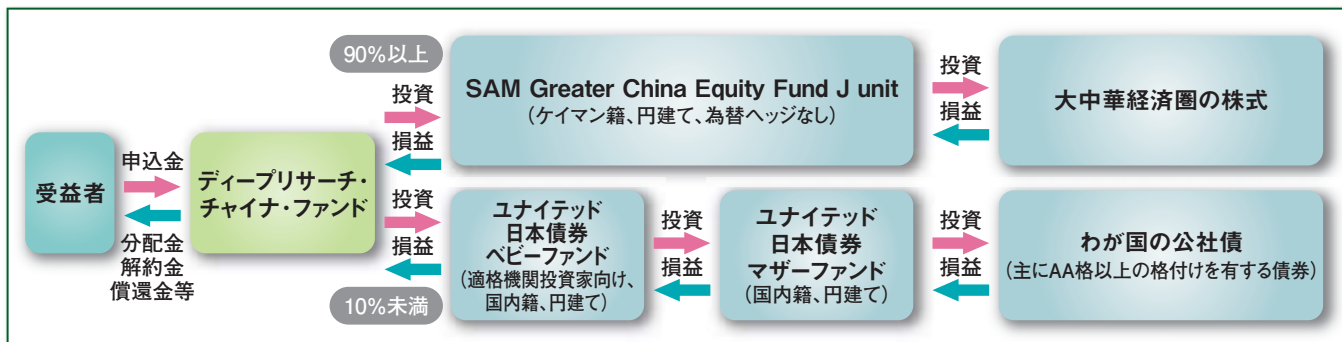


ファンドの目的・特色

ファンドのしくみ

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



※組入比率は将来的に変わる可能性があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

年2回(毎年2月25日および8月25日(休業日の場合は翌営業日))に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドは、投資信託証券への投資等を通じて、株式や債券などの値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の元本は保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

価格変動リスク

当ファンドが投資する投資信託証券は株式、債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組入れる株式、債券等の価格変動の影響を受けます。株式、債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。

金利変動リスク

主として債券を組入れますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。なお、当ファンドが投資対象とする債券のうち、信用度の低い低格付けの債券の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。

為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

組入有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入有価証券が当初期待される価格で売却できずに、基準価額が下落することがあります。

特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。かかる新興市場の市場規模や取引量は成熟市場に比べて低い水準にあり、流動性の低さから投資有価証券ひいては基準価額の変動性が大きくなる可能性があります。また、市場の流動性の低さは投資有価証券の処分価格または処分の容易性に悪影響を及ぼすことがあります。

信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

カントリーリスク

外貨建資産に投資する場合、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資・管理・運用に対する法令の適用や裁判機関・監督官庁の対応も不透明である可能性があります。かかる不透明さが投資先の外国籍投資信託証券、ひいては当ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドが投資対象とする外国籍投資信託証券は、海外の運用会社が運用をしております。当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドの運用状況について、パフォーマンス分析および評価ならびにリスクの管理を以下の委員会を設けて行っております。

- パフォーマンスの考査
ファンドの運用状況については、パフォーマンス分析および評価の結果が投資委員会に報告され、審議を行います。
- リスクの管理
コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、内部統制委員会に報告され、審議を行います。

運用実績

データ基準日：2011年2月28日現在

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	10,409 円
純資産総額	1,229 百万円

■ 分配の推移

決算期	分配金
第5期 (平成21年2月25日)	0 円
第6期 (平成21年8月25日)	0 円
第7期 (平成22年2月25日)	1,645 円
第8期 (平成22年8月25日)	400 円
第9期 (平成23年2月25日)	900 円
設定来累計	2,945 円

* 分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。



* 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

■ 主要な資産の状況

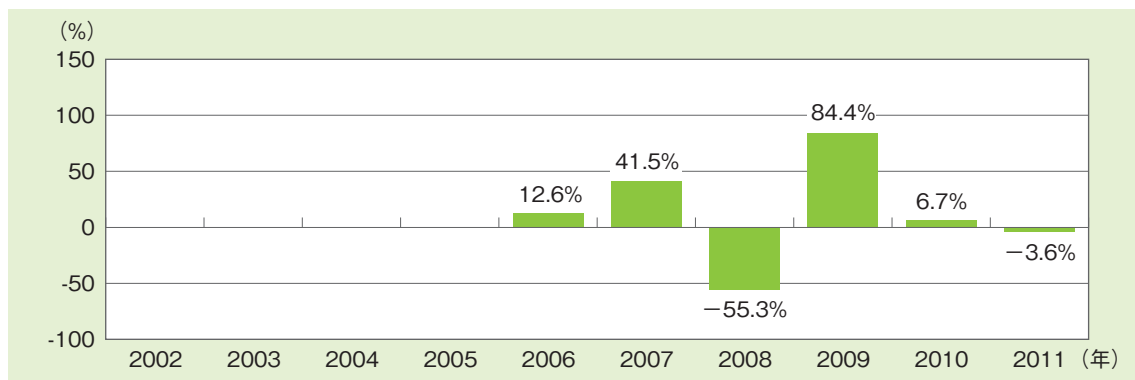
ファンドの内訳	比率 (%)
SAMグレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット	93.0
ユニテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	1.1
現金等	5.9
合計	100.0

* ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

各ファンドの組入れ上位10銘柄				
SAMグレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット			ユニテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	
銘柄	業種	比率 (%)	銘柄	比率 (%)
華晨中国汽車控股	自動車	5.4	第498回東京電力株式会社社債 2012年12月償還	19.1
珠海格力電器	耐久消費財・アパレル	3.9	第28回大阪府公募公債 (5年) 2012年3月償還	19.1
中国海洋石油	石油	3.5	福岡県公募公債第22回3号 2020年8月償還	18.6
万科企業	不動産	3.5	第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 2045年12月償還	18.5
宜賓五糧液	食品・飲料・タバコ	3.3	第58回利付国債 (20年) 2022年9月償還	9.9
天津中新薬業集団	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.0	第30回利付国債 (30年) 2039年3月償還	7.8
周生生集団国際	小売	2.6	第109回利付国債 (20年) 2029年3月償還	5.6
中国建材	素材	2.4	-	-
上海医薬集団	ヘルスケア機器・サービス	2.3	-	-
中国神華能源	石炭	2.3	-	-

* 比率は各ファンドの純資産総額に対する比率です。

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



* 当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2006年は設定日 (10月31日) から12月末までの収益率です。2011年は2月末までの収益率です。

※ ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1口または1円単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金（解約）申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金 申込不可日	香港の銀行の休業日においては、購入および換金（解約）のお申込みができません。
購入の申込期間	平成22年11月26日から平成23年11月24日 （上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金（解約）請求は、正午までをお願いします。
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金（解約）申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（平成18年10月31日設定）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回った場合、やむを得ない事情が発生した場合等には、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。
決算日	毎年2月25日および8月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は1,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を3.15%（税抜 3.0%）として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。																
信託財産留保額	ありません。																
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																	
運用管理費用（信託報酬）	<p>ファンドの日々の純資産総額に年 1.3125%（税抜 年 1.25%）の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間終了日または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当ファンドの運用管理費用（信託報酬）（年率）</th> <th>年1.3125%（税抜 年1.25%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年0.6300%（税抜 年0.60%）</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.6300%（税抜 年0.60%）</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.0525%（税抜 年0.05%）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資対象とする投資信託証券[※]</td> <td>年1.2%（税抜 年1.199%）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担</td> <td>年2.5125%（税抜 年2.449%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>[※]投資信託証券の報酬率は、ファンドが投資している投資信託証券の信託報酬率を、基本資産配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、当ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。</p>	当ファンドの運用管理費用（信託報酬）（年率）		年1.3125%（税抜 年1.25%）	配分	委託会社	年0.6300%（税抜 年0.60%）	販売会社	年0.6300%（税抜 年0.60%）	受託会社	年0.0525%（税抜 年0.05%）	投資対象とする投資信託証券 [※]		年1.2%（税抜 年1.199%）	実質的な負担		年2.5125%（税抜 年2.449%）
当ファンドの運用管理費用（信託報酬）（年率）		年1.3125%（税抜 年1.25%）															
配分	委託会社	年0.6300%（税抜 年0.60%）															
	販売会社	年0.6300%（税抜 年0.60%）															
	受託会社	年0.0525%（税抜 年0.05%）															
投資対象とする投資信託証券 [※]		年1.2%（税抜 年1.199%）															
実質的な負担		年2.5125%（税抜 年2.449%）															
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● ファンドに関する有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国での資産の保管等に要する諸費用等、監査費用、印刷費用、郵送費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※これらの費用等は、運用状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。 ● 投資対象である「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」J ユニットにおいては、信託報酬のほか、1 年毎の基準価額の high 値更新分に対して 15.0%の実績報酬がかかります。 																

◆ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10%

※上記は平成 23 年 3 月 31 日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット (英文名：SAM Greater China Equity Fund J unit)
ファンド形態・ 表示通貨	ケイマン籍外国投資信託／円建て
投資方針・特色	<p>①大中華経済圏の株式にバリュート投資手法を用いて分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>②大中華経済圏（香港、中国、台湾、シンガポール等）の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式を主要投資対象とします。</p> <p>③運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュート・パートナーズ・グループ※が行います。</p> <p>※香港を拠点とするバリュート・パートナーズ・リミテッドの投資助言に基づき、同社の100%子会社であるセンシブル・アセット・マネジメント・リミテッドが運用を行います。</p>
信託報酬等（年率）	年率 1.31%
その他手数料等	1年毎の基準価額の high value update 分に対して 15.0% の実績報酬がかかります。
投資顧問会社	センシブル・アセット・マネジメント・リミテッド
副投資顧問会社	バリュート・パートナーズ・リミテッド
受託会社	バンク・オブ・バミューダ（ケイマン）リミテッド
保管受託銀行	HSBC インスティテューショナル・トラスト・サービスズ（アジア）リミテッド

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	<p>①信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。</p> <p>②マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。</p> <p>③主としてマザーファンドを通じて、わが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI 総合指数を上回る運用成果を目指します。</p> <p>④わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。</p> <p>⑤ AA 格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。</p> <p>⑥市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.21%（税抜年 0.20%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託会社	三菱UFJ 信託銀行

追加的記載事項

「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の運用の基本方針

①投資対象

わが国の債券を主要投資対象とします。

②投資方針・特色

- ・主としてわが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI 総合指数を上回る運用成果を目指します。
- ・わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。
- ・AA格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。
- ・債券の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託会社が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。

③主な投資制限

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

上記は、今後、内容が変更される場合があります。

U N I T E D
I N V E S T M E N T S